

香美市審議会等の委員の公募に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、市民参加による開かれた市政を推進し、市政に対する理解と信頼を深め、公平な市政参画の機会を保障する審議会等の委員公募制度の導入にあたり、必要な事項を定めることを目的としています。

審議会等委員の市民公募を市政への市民参画保証の一手法として制度化するための具体的な制度設計について規定します。

香美市協働のまちづくり条例は、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図ることを目的として制定されています。あわせて、同施行規則第3条において、参画の方法等を掲げています。

その中で、継続的・安定的な取り組みが必要な制度として、パブリックコメント制度と審議会等の委員公募制度は、別途条例で規定することにしました。

従ってこの条例は、香美市協働のまちづくり条例の市民参画の理念に適合したものでなければなりません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関であつて、法令又は条例により設置するものをいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する人をいう。
 - ア 市内に住所を有する人
 - イ 市内で働く人
 - ウ 市内で学ぶ人
 - エ 市内で事業を営む人
 - オ 市内に土地又は家屋を有する人
 - カ 市内で活動する人
- (3) 市長等 市長及びその他の執行機関をいう。

条例第2条は、この条例中で使用される用語の定義規定です。この条例が対象とする審議会等とは地方自治法の規定による附属機関であること、及び市民という用語は協働のまちづくり条例と同義で使用することを規定します。

1 審議会等

地方自治法第138条の4第3項に規定する法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を指します。

2 市民

条例第2条で定義する市民は、香美市協働のまちづくり条例で規定する「市内に住所を有する人・市内で働く人・市内で学ぶ人・市内で事業を営む人・市内に土地又は家屋を有する人・法人その他の団体・市内で活動する人及び法人その他の団体」と同義ですが、審議会等の委員の資格は、法制度上、個人に限られることとなるため、選任対象から事業者は除かれます。これは法人や団体等が組織として審議会等の公募委員に選任されることがないことを意味していますが、事業者であっても、市内で働く者として市民の資格で審議会等の公募委員に選任されることを妨げるものではありません。

3 市長及びその他の執行機関

市長その他の執行機関とは、地方自治法の規定による執行機関を意味し、本市の場合、附属機関を設置している執行機関は、市長の他に教育委員会があります。

(執行機関の責務)

第3条 市長等は、審議会等の委員(以下「委員」という。)を選任するときは、委員の全部または一部を市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令により委員の資格が定められている場合
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を審議する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員の公募が適当でないと認められる審議会等

条例第3条は、市長及び他の執行機関が審議会等の委員の全部または一部を市民の公募により選任しなければならないことを規定しています。

なお、割合については、今後、この条例の施行後の応募状況及び審議会等における審議の実績を踏まえ、検討すべきと考えます。

ただし書は、本文の規定にかかわらず公募による選任が適切でないと考えられる審議会等の要件を各号として規定しています。

- (1) は委員の構成等が法により規定されており、公募委員を導入する余地がない。
- (2) は審議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切でない場合を想定しています。
- (3) は①案件がある場合のみに開催等の理由により、原則として1年以上開催実績がない審議会。
②関係機関の連携を主たる目的とするため、公募委員が審議するのに適切でない。
③個人または団体の利益に直接影響するため、公募委員が審議するのに適切でない。等が考えられます。

※「専門的な分野または経験が必要な審議内容であるため、一般の公募委員では審議できない。」ということがよく言われますが、第5条を適用し、応募資格で「専門的知識を有する者」とか「要経験」等の条件を付けて対応すべきです。

※公募に適さない委員会は、理由を明示する必要があります。

(公募の方法)

第4条 市長等は、委員を公募しようとするときは、当該委員の公募について必要な事項を市の広報紙及びホームページに掲載する方法その他市民に広く周知することができる方法により、募集しなければならない。

条例第4条は、委員の公募に当たっては、より多くの市民にその参画の機会があることを周知する必要があり、その方法及び内容について基本的事項を定める規定です。周知の手段として「市広報、ホームページ、フェイスブックへの掲載その他の広報媒体」を利用することの他、市掲示板における掲示、所管課の窓口での掲示、関係団体への説明等の方法も考えられます。

(公募委員の応募資格)

第5条 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)の応募資格は、任期の開始日現在において、原則満18歳以上の市民とする。ただし、市議会議員及び市職員並びに3以上の審議会等で委員に委嘱されている者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、審議会等の設置の趣旨、役割等を踏まえ、適宜資格要件を付加することができるものとする。

第5条第1項では、応募にあたっての、年齢制限を設定しています。選挙権を有する年齢を妥当としています。審議内容によっては、18歳未満の年齢の意見を多く求めたい場合もあります。その場合は、委員としてではなく、それぞれの会議に出席を求める。アンケートを実施するなど、意見を反映さす手法を考える必要があります。これは、公募委員に対しての年齢制限であり、その他の方法による委員選任において、制限するものではありません。

また、市議会議員及び市職員は公募枠の委員になることは出来ません。あわせて、3以上の審議会等で委員に委嘱されている者も公募委員として応募することはできません。

第2項では、専門性が求められる等の場合は応募資格要件を追加出来ることが書かれています。

(応募方法)

第6条 公募委員に応募する者(以下「応募者」という。)は、申込書その他必要な書類(以下「申込書等」という。)を、市長等に提出するものとする。

2 申込み書等に記載すべき事項とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応募する審議会等の名称

(2) 住所、氏名、電話番号、年齢。ただし、本市の区域内に住所を有していない者は、勤務先又は就学先の名称、所在地及び電話番号を含む。

(3) 応募の理由

(4) 応募までに本市行政に関係する活動の経験がある場合はその内容

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(4)は婦人会、自治会、NPO団体等の各種団体活動歴なども対象とすることが考えられます。

(5)は専門性が求められる等の応募資格要件が追加された場合や審議会の性格により特に記述を求める必要がある場合等が考えられます。

(選考方法)

第7条 公募委員の選考は、申込書等による書類審査とする。この場合において、当該書類審査により公募委員を決定することが困難な場合は、併せて面接、抽選等により決定することができるものとする。

2 前項の選考を行うため、審議会等を所管する部署に選考委員会を設置する。

3 選考の結果は、選考後速やかに、応募者全員に通知するものとする。

条例第7条第1項は、応募者の選考方法について規定しています。選考にあたっては、応募書類の内容や面接によって選考することが望ましいですが、選考の結果同程度の評点であった場合や応募者多数の場合には抽選によることも考えられるためこれらの方法を併記しています。

第2項では、あらかじめ選考の基準を定めることを含め、内部で選考委員会のような組織を設け、複数の視点で評価を行うことと書かれています。

なお、この条例では、所管する部署となっていますが、他市では、市長・副市長・企画・所管部署となっている所もあり、今後、この条例の施行後の応募状況及び審議会等における審議の実績を踏まえ、見直しを検討すべきと考えます。

第3項では、選考結果の通知について規定しています。

(公募の特例)

第8条 公募委員を募集したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人数に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要があるときは、公募によらず各種関係団体等からの推薦その他の方法で委員を選任することができるものとする。

- (1) 応募がなかった場合又は募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(2)は、公募定員に満たない場合でも、採用されない場合もあることを示しています。
--

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和〇〇年〇月〇日から施行し、この条例の施行後初めて委嘱する委員に適用する。